

第4条（報酬の返還）

採用決定者が就業開始後（入社日を起算日とする）、自己都合により退職もしくは、採用決定者の責により解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とする）された場合（以下「退社等」という）、乙は甲の求めにより、報酬の一部を次の各号のとおり返還する。ただし、採用決定者の退社等が甲の責に帰すべき事由に起因する場合は返還を要しない。

1. 1箇月以内：報酬の80%
2. 1箇月超3箇月以内：報酬の50%